広島県教育委員会会議録

平 成 ２ ８ 年 １ ２ 月 ２ １ 日

広 島 県 教 育 委 員 会

広島県教育委員会会議出席者名簿

平成28年12月21日（水）　９：30開会
10：38閉会

１　出席者

教育長	下崎　邦明
委員	佐藤　卓巳
	細川　喜一郎
	中村　一朗
	志々田　まなみ
	近藤　いずみ

２　欠席委員

なし

３　出席職員

教育次長	佐藤　隆吉
管理部長	樽谷　敏治
教育部長	諸藤　孝則
参与	北川　千幸
総務課長	畦地　博之
秘書広報室長	佐藤　哲義
教職員課長	福嶋　一彦
文化財課長	加藤　謙
学校経営支援課長	松岡　誠治
義務教育指導課長	中村　正博
スポーツ振興課長	石井　道代

教 育 委 員 会 会 議 定 例 会 日 程

開催日時：平成28年12月21日（水）
９：30～

			頁
日程第１	会議録署名者について		1
日程第２	第 1 号 議 案	事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県立学校職員服務規程の一部改正について	1
日程第３	第 2 号 議 案	教育職員免許状に関する規則の一部改正について	2
日程第４	報告・協議１	県立学校における部活動休養日の基準の設定及び夏季一斉閉庁の試行実施について	3
日程第５	報告・協議２	平成29年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について	5
日程第６	報告・協議３	平成28年度子供の体力向上関係表彰について	7
日程第７	第 3 号 議 案	広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について	9
日程第８	第 4 号 議 案	教職員人事について	9

下﨑教育長：　ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず，会議録署名者の件ですが，本件は会議規則第 22 条の規定によりまして，私から御指名を申し上げます。会議録署名者として，佐藤委員及び中村委員を御指名申し上げますので，御承諾をお願いいたします。
本日の会議議題は，お手元のとおりです。
議題のうち,公開になじまないものがあれば,最後に回して審議したいと思いますが，いかがしましょうか。

佐 藤 委 員：　第３号議案及び第４号議案は，個別の人事に関する案件ですので，審議は非公開が適当ではないかと思います。

下﨑教育長：　ほかに御意見はございませんか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　それでは，ただ今の佐藤委員の発議について採決いたします。
第３号議案の広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について，第４号議案の教職員人事については，公開しないということに賛成の方は，挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

下﨑教育長：　全員賛成と認めます。
したがいまして，本日の議題は，第３号議案及び第４号議案を公開しないで審議することといたします。

第１号議案　事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県立学校職員服務規程の一部改正について

下﨑教育長：　それでは，第１号議案，事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県立学校職員服務規程の一部改正について，畦地総務課長，説明をお願いします。

畦地総務課長：　それでは，第１号議案，事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令及び広島県立学校職員服務規程の一部改正について，御説明を申し上げます。
この度，12 月議会におきまして，職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部が改正されまして，介護時間制度が新設されました。この介護時間制度は，具体的には，要介護者の介護を必要とする一つの状態ごとに連続する３年の期間内において，１日２時間の範囲内で，介護のために勤務しないことができる介護時間を新たに取得できることとなったところでございます。
今回の制度改正に伴いまして，その介護時間の取得手続きにつきまして，教育委員会事務局職員は｢事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令｣において，県立学校職員は「広島県立学校職員服務規程」において新たに規定をするために，これらの訓令を改正しようというものでございます。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下﨑教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

佐 藤 委 員：　この２時間以内が可能になったということなのですが，これは継続的に２時間なのか，あるいは分割で可能なのか，お尋ねいたします。

畦地総務課長：　分割は可能でございます。例えば，30 分単位ではありますけれども，勤務時間の前で 30 分，後ろで１時間 30 分の取得ということは可能でございます。

下﨑教育長：　ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。

原案に賛成の方は，挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

下﨑教育長：　全員賛成と認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

第２号議案　教育職員免許状に関する規則の一部改正について

下﨑教育長：　続きまして，第２号議案，教育職員免許状に関する規則の一部改正について，福嶋教職員課長，説明をお願いします。

福嶋教職員課長：　それでは，第２号議案により，教育職員免許状に関する規則の一部改正について，御説明申し上げます。

平成 28 年４月の国の規則改正により，例えば，中学校の免許状を所有している者が小学校の免許状を取得するなど，隣接校種の免許状を取得する場合には，その授与を受けようとする免許状に係る教職経験があれば，その年数に応じて，修得単位数が軽減されることとなりました。具体的に申しますと，最低修得単位数の半数を上限として，授与を受けようとする免許状に関する教職経験１年ごとに，３単位が軽減されます。

軽減後の具体的な単位の修得方法につきましては，国の規則等を踏まえて，都道府県の教育委員会規則で定めることとなっていることから，この度，当該議案を提案するものでございます。

その他，義務教育学校の創設に伴う必要な文言改正及び所要の規定の整備を行っております。

改正の内容は，以上でございます。よろしく御審議のほど，お願いいたします。

下﨑教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

佐 藤 委 員：　小，中学校の９年間を各自治体というか，首長の判断でいろいろ区切りができるという法改正がなされてしばらくたちますが，あまりそれは進んでいないように思います。

この度，こういった教職員の免許状に関する規則が改正されたということは，よりそれを推進していくという意図が感じられるのですが，本県においては今後どうあるべきであろうとお考えなのか,お尋ねしたいと思います。より進めていかれる方がいいのか，いかがでしょうか。

福嶋教職員課長：　本日御審議いただくのは，教員免許状の，とりわけ義務教育学校の後期課程，現在の中学校の方の，前期課程である小学校の免許取得率が低いという状況の中，それを改善するための改正でございますけれども，そういった隣接の免許の取得者が増えるということによりまして，県内の市町におきまして，いわゆる９年間を見通した教育制度もより進めやすい環境づくりにはなると思っております。

志々田委員：　規則改正に伴っての本県での整備ということだと思うのですけれども，実際に変更した場合に，申請があったりするような現状が，もうあるのでしょうか。

福嶋教職員課長：　規則そのものは，平成 28 年４月施行でございますけれども，ここでいいます隣接校種での教職経験をカウントできるのは，平成 28 年４月からです。したがって，今年度末までで初めてその恩恵を受けることができるということになりますので，この度改正をさせていただきます。ですから，現段階ではこれに対しての具体的なものはございません。

志々田委員：　制度上そういった義務教育学校をつくって，現状で中学校の隣接の免許を持っている人が少ないので，法律としてはこういうことを整備して進めていこうということですけれども，それと，実際に学校現場で小学校の先生たちが，中学校の子供たちの授業ができるかどうかはまた別の問題かと思うので，この義務教育学校の制度を進めること自体は問題に思っているわけではないのですが，やはり教職員の研修，免許があるからできるわけではないので，免許プラス研修であったり，例えば加配等による手当なり，そういったことは十分整備しないと，この免許状のことだけで十分だとは思わないので，引き続きいろいろな方策を考えていただければと思います。以上です。

下﨑教育長：　ほかはいかがでしょうか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は，挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

下﨑教育長：　全員賛成と認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。

報告・協議１　県立学校における部活動休養日の基準の設定及び夏季一斉閉庁の試行実施について

下﨑教育長：　続きまして，報告・協議１，県立学校における部活動休養日の基準の設定及び夏季一斉閉庁の試行実施について，松岡学校経営支援課長，説明をお願いします。

松岡学校経営支援課長：　それでは，県立学校における部活動休養日の基準の設定及び夏季一斉閉庁の試行実施について，御説明いたします。

資料を御覧ください。

まず,「１　県立学校における部活動休養日の基準の設定」についてでございますが，本県においては，これまでも（１）のとおり，生徒のバランスのとれた生活や成長等のため，休養日の確保について指導してきたところではございますが，明確な基準は設定していなかったため，基準の設定に向け，検討を進めて参ったところでございます。

検討に当たりまして，本年 10 月に県立学校の状況を調査しましたところ，（２）のとおり，約７割の学校で全ての部で設定されておりましたが，残りの約３割の学校では，一部の部で未設定となっておりました。また，設定内容としましては，週１日が約６割と最も多い状況でございました。

また，全国の都道府県の状況につきましては，（３）のとおり，７割を超える 34 都道府県で休養日に基準が設けられ，そのうち，週１日以上が約８割という状況がございました。

こうした状況を踏まえまして，この度（４）のとおり休養日の基準を示すことといたしました。基準の内容といたしましては，週当たり１日以上の休養日を設けることとしておりまして，留意事項として，１週間のうち１日は，一斉下校日や定時退校日と併せて平日に設定いただくことなどを示すこととしております。

なお，この基準につきましては，平成 29 年４月から適用することとしております。

また，（５）のとおり，休養日の基準を設けております市町は６市町にとどまっておりまして，県の基準も参考にしていただきながら，それぞれの市町において，休養日の基準等を設定していただくよう，本日付で通知することとしております。

続きまして，資料の裏面を御覧ください。夏季一斉閉庁の試行実施について，御説明します。

本取組は，（１），（２）のとおり，平成 29 年度の夏季休業期間中の，いわゆるお盆時期に，県内全ての県立学校において，生徒や教職員の心身の健康の増進を図るとともに，省エネを推進するため，夏季一斉閉庁を試行実施するものでございます。この期間は，（３）に書いておりますとおり，原則として生徒を登校させず，窓口業務も実施しないということとしますが，緊急対応の必要がある場合は，迅速に対応できる体制を整えることとしております。

この取組によりまして，生徒は部活動が休みになること，また教職員は，まとまった休暇を取得しやすくなるということで，地域行事への参加や，家族と過ごす時間やリフレッシュする時間の確保などにつながるものと考えております。また，県内に 100 校以上ある県立学校が，電気やエアコン等を使用しないことで，CO_2排出量の削減に一定の貢献ができますし,削減された光熱水費は,例えば環境に関する図書を購入するなど，各校において生徒に還元したいと考えております。

また，（４）に参考としてお示ししておりますとおり，同様の取組につきましては，すでに県立広島大学を含む県内の大学等や，京都府，長崎県及び横浜市などで先行事例がございまして，こちらの方にお伺いしましたところ，特段の支障はないと伺っております。そういったことも踏まえまして，本県の県立学校でも，新たに取り組むこととし

たいと考えております。

なお，この試行実施に当たりまして，取組の趣旨を保護者や県民に対し，ホームページや学校だより等を通じて，しっかりと周知して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

下﨑教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

佐 藤 委 員：　平成 29 年度は，こういうことで閉庁してみますと。その状況を踏まえて平成 30 年度以降は判断しますと記載されていますが，来年度問題なければ，平成 30 年以降も恒久的にこちらを進めていかれるのか，それとも閉庁期間を決めて，毎年毎年，見直しされるのか，どちらでしょうか。

松岡学校経営支援課長：　とりあえず来年度の試行の状況を踏まえまして，検討したいと思いますが，基本的には，特に支障がなければ続けて参りたいと考えております。

志々田委員：　部活動の休養日のことについて質問したいのですが，目的として，生徒自身の生活や健康管理上の問題と，それを見守る先生方の勤務状況と，二つの意味で休養日を設けた方が良いとされているのですが，その基準になるものの判断です。

今回は，全国的にいうと週１日以上というのが多いので，本県でも週１日以上としましょうということでこの基準が決まっていると思うのですけれども，本来の目的に合せれば，中高生の子供たちの生活や成長や健康管理上，部活動というのは週何日以上，何日程度やることが本当にいいのかということを，関係機関の方たちとか，いろいろな方たちがお話になられて，今は全国的な平均値で基準を設けているのですが，もう一つの基準の設定の仕方として，あるべき姿へ戻していこうということであれば，もしかしたら１日ではないかもしれないですよね。

という形で，本県でいうと部活動も大事ですけれども，生徒たちにボランティアもやってもらいたいわけですし，そういう意味では，地域の活動へ参加してもらったりだとか，いろいろと他にもしてもらいたいことがあるとするならば，本県の，少なくとも中学校と高校の子供たちには，どれくらい部活をしてもらいたいのかということを，一度話し合ってみるような機会があってもいいのかなと，この基準について思ったのですが，そういうことを今後検討されるような御予定とか，基準のことについて，今後考えていることがあればお尋ねしたいのですけれども。

松岡学校経営支援課長：　この部活動につきましては，現在，国の方でいろいろと検討が進められております。部活動の大胆な見直しというフレーズでも検討されております。

今回，我々が基準を設定するに当たりまして，高体連の方たちとか，高野連の方たち，それから高文連の方たち，いろいろな意見をお伺いしたところでございますので，これからもそういった方たちといろいろな意見交換をしながら，検討を進めて参りたいと考えております。

中 村 委 員：　この基準の設定というのは個人的には良いと思うのですけれども，実態の報告の中で，定期的な休養日未設定が 25 校 31％ということで，これは休みなく部活をしているような，強豪校なのかどうか分かりませんけれども，１週間休みなく毎日部活をするような実態というのが中にはあるのでしょうか。

松岡学校経営支援課長：　それぞれの部でいろいろございますけれども，ここで聞いておりますのが，「定期的に休んでいますか」と聞いておりまして，部によっては月に何日かということもございますので，そういったことでこの状況ということでございます。

中 村 委 員：　この目的に書かれているようなことは，大事なことだと思いますが，勝ちにいく学校にとって，どう感じられるのかというのは分からないところもありますけれども，正にここに書いてありますように，生徒にとっても教職員にとっても必要なことかなと思います。

それと，もう一つお聞きしたいのは，顧問というのでしょうか，県立学校の部活動の指導者に，外部から有償で来てもらうという実態については，どういう状況になっているか，もし分かればお聞きしたいのですが。

松岡学校経営支援課長：　部活動の外部指導者でございますが，今年度，運動部につきましては 68 校に計 123 名派遣しております。また，文化部につきましても 61 校に 93 名を派遣しております。その多くは，専門のいわゆる競技分野に顧問がいないということで，そういった外部の指導者を派遣するところでございます。

中 村 委 員：　教員の負担の軽減ということでもそうでしょうし，あるいは指導できる人材が不足してくるということもあると思いますし，財源の問題があるかもしれませんけれども，そのどちらの面からも，これを進めていくことは重要かなと思います。意見です。

細 川 委 員：　まず，部活動休養日の方ですけれども，私も定期的な休養日の設定というのは必要だと思います。他方，「クラブ命」で学校に来ている子供，それから保護者もいらっしゃると思うのです。そういう方の理解を得られるような御説明が，今後必要ではないかなと思います。

それと，２点目，一斉閉庁の方なのですが，実質的にはその前の土曜日曜もお休みでしょうから，５日間の連続休養ということになるのでしょう。それで，日本という国柄お盆の期間なので,お盆帰りとかいろいろと教職員の方にも御事情がありましょうから，その辺のところでこの設定は非常によろしいと思います。

しかし，その下に，緊急連絡体制を確保して，何かあったときには即座に対応しますということですが，５日間の連続閉庁というのが，支障が出ないようにしていただけたらなと思うのと，企業とかですと完全に閉められないので，半分は１週間前に取って，半分はこの期間に取るとか，そういう部分閉庁みたいな，輪番休暇みたいなこともやっているのですけれども，公共的なことをやっている企業などは，完全に閉めることはできませんので，その辺のところの御対応も，今後また踏まえていただければと思っております。意見として申し上げます。

中 村 委 員：　これは一斉閉庁ということですけれども，完全に閉めますよということで，どういう扱いになるのでしょうか。これは有給とか，あくまで自分の休暇を取得するという扱いになるのでしょうか。

松岡学校経営支援課長：　いわゆる条例を改正して休日を増やすというものではございませんので,あくまでも，休暇制度等の枠内で教職員が休むということでございます。

中 村 委 員：　細かいことですけれども，有給が残っていない先生，職員がいた場合にはどうなるのですか。

松岡学校経営支援課長：　休暇以外にも，例えば，土日に出張した方が，代休日に振り替えるという日も，この日にやっていただきたいと考えております。また，どうしてもそういった休暇，もろもろ全てがないという方は，勤務していただかざるを得ないかなとは思っております。

下﨑教育長：　よろしいでしょうか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　以上で本件の審議を終わります。

報告・協議２　平成 29 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

下﨑教育長：　続きまして，報告・協議２，平成 29 年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について，中村義務教育指導課長，説明をお願いします。

中村義務教育指導課長：　平成 29 年度広島県教科書用図書選定協議会委員の選任方針について，御説明いたします。

資料の１ページを御覧ください。

教科用図書選定審議会は，義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により，毎年度教育委員会に置くこととされております。

まず,「１　選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。選定審議会においては，ここにありますように，大きく２点について審議していただくことになっております。

次に,「２　委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。６点にわたって考え方を示しております。特に，（６）につきましては，平成 28 年度は「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は，委員となることができない」としておりましたが，平成 29 年度は「特定の教科書発行者と関係を有する者は，委員となることができない」を追加しております。

次に，３の「委員の構成」について御説明いたします。

委員の区分につきましては,「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第９条に基づき，１号委員として校長及び教員を，２号委員として教育委員会関係者を，３号委員として学識経験者を任命することとなっております。

資料２ページの参考１を御覧ください。

ここに，義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期，時期を示しております。

平成 29 年度は，小学校・義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校小学部の教科用図書の，「特別の教科書　道徳」の採択を行います。また，義務教育諸学校で使用する教科用図書のうち，学校教育法附則第９条に規定する教科用図書の採択も行います。

教科用図書選定審議会では，これらの採択に関する審議を行っていただくことになります。したがいまして，教科用図書選定審議会の委員構成においては，公立小学校の委員を３名とし，国立，私立小学校の委員をそれぞれ１名としております。

委員の人数につきましては，「広島県教科用図書選定審議会委員定数条例」により，20 名と定めらえております。３ページの参考２に，過去 10 年間の委員の構成表を付けております。

なお，４ページには，選定審議会の設置等についての法的根拠の一覧，５ページには，次年度の教科書採択に係る日程をお示ししております。

今後，慎重に人選を行い，３月の教育委員会会議では，審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

下﨑教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

志々田委員：　来年度，「特別の教科　道徳」という，新しい教育改革の中の一つの柱となっているものの検定が行われるということですが，私も答申を読んだり，いろいろなものを読むのですが，理解がまだまだ進んでいない。新しいが故，まだ理解が進んでいないでしょうし，今回委員になっていただくそれぞれの先生方にとっても，前例がないことですので，かなり議論が重ねられると思うのですが，そういう意味で周知であるとか，会議の進め方であるとかということを，スムーズにできるような形で準備はされておられるのでしょうか。

中村義務教育指導課長：　道徳がこの度新しく加わりますので，豊かな心育成課と道徳に関しての進め方について，協議を行っているところでございます。委員の言われるように，確かに初めてのことですので，人選又は協議の中身も，慎重に行っていきたいと思っております。

近 藤 委 員:　「２　委員の選任に当たっての基本的な考え方」に載っているのですけれども，「（４）委員の高齢化，多数回にわたる任命は避ける」ということなのですが，概ね，どれくらいまでは多数回ということになるのでしょうか。

中村義務教育指導課長：　委員の選任に当たっての基本的考え方の中で，「委員の高齢化，多数回にわたる任命は避ける」ということでございますが，広島県教育委員会の附属機関の委員の選考基準の中で，５期を超える者，また，再任の場合 75 歳を超えることになる者等という基準を持っております。

中 村 委 員：　２（６）ですけれども，「採択に直接の利害関係を有する者」と，新しく追加された「特定の教科書発行者と関係を有する者」ですけれども，この点をどう担保するというか，どう履行するということなのでしょうか。

中村義務教育指導課長：　昨年度，教科書をめぐる問題につきましては，様々な問題が生起しましたので，この度委員の選任に当たっては，まず，依頼文に委員の選任に当たっての（６）のことを載せるということ。また，委員への内諾交渉の際，そういう利害関係等がないかどうかを直接本人に確認していく。それから，承諾書にその旨を記して，委員に就任していただくという手順で考えております。

佐 藤 委 員：　この問題が生じたときも，教育委員会の中でいろいろ意見が出たのですけれども，当然のごとく利益を供されてはいけないのですが，教員として生徒に対して接する中で，こういう教科書の内容がいいなと思うことは各先生，皆お持ちであると。それを吸い上げて，より良い教科書にしていくというのは，教科書をつくられる方の務めでもある。ここの関係というのが，問いかけがあってそれに答えたらもう関係者なのか。それは自分で判断して，自分でそういうことはありませんという証明をした上で，選ばれるということを今，おっしゃっていると思うのですが，より良い教科書をつくるためにはどうあるべきかというところも，これは国全体で考えておられることをここに文章化されているので，これを覆してどうこうということではありませんけれども，広島県においては，やはり多く教員の方に，教科書に関しては与えられるものではなくて，自分たちがつくるものなのだという意識を持っていただけるようなことは，お伝えいただきたいと思います。意見です。

下﨑教育長：　よろしいでしょうか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　以上で本件の審議を終わります。

報告・協議３　平成 28 年度子供の体力向上関係表彰について

下﨑教育長：　続きまして，報告・協議３，平成 28 年度子供の体力向上関係表彰について，石井スポーツ振興課長，説明をお願いします。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　それでは，報告・協議３，平成 28 年度子供の体力向上関係表彰について，御説明申し上げます。この表彰は，体力つくりに対する関心を高め，体力向上のための取組が意欲的に推進されることを目的に行っているもので，４月から７月にかけて実施いたしました「平成 28 年度広島県児童生徒の体力・運動能力調査」において，優れた結果を残した学校及び児童生徒を表彰するものでございます。

資料の１ページを御覧ください。

まず，「体力つくり優秀賞」は，学校全体で体力つくりに取り組み，優れた結果を残した学校を表彰するものでございます。今年度，６校を表彰することとしております。表彰の基準は，１（２）アを御覧ください。調査結果の総合評価がＡ及びＢの児童生徒の割合が最も高い学校が対象となります。総合評価は，個人の記録を項目ごとに 10 点満点で換算し，その合計点を高い方からＡ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，Ｅの５段階で評価しております。表彰する学校の数は，ウの表のとおり，各学校種とも，小規模から１校，中・大規模から１校の２校としております。この基準によりまして，今年度の表彰校は，（１）の表に記載の学校となります。

資料の２ページを御覧ください。「体力つくり奨励賞」について，御説明いたします。

「体力つくり奨励賞」は，学校全体で体力つくりに取り組み，結果に顕著な向上が見られた学校が対象となります。表彰の基準は２（２）アにありますように，総合評価がＡ及びＢの児童生徒の割合が，前年度と比較して大きく伸びた学校を表彰するものでございます。表彰する学校の数は「ウ　表彰学校数」の表に示すとおり，区分ごとにその数を定めております。この基準によりまして，今年度の表彰校は（１）にありますように，小学校 11 校，中学校７校，高等学校等４校の計 22 校となっております。

続いて，３ページを御覧ください。「体力優秀賞」について，御説明いたします。

「体力優秀賞」は，公立の小学校・特別支援学校小学部第３学年から，中学校・特別支援学校中学部第３学年の児童生徒のうち，優れた結果を残した児童生徒を表彰するものでございます。表彰の基準につきましては，３（２）を御覧ください。総合評価がＡの児童生徒で，更に表にありますように，各学年，男女別で，項目ごとに設定しました数値を，全てクリアした児童生徒を表彰することとしております。

また今年度から，「体力優秀賞」を受賞する児童生徒の中で，各学年，男女別で，設定しました体力合計点をクリアした児童生徒に,バッジを授与いたします。これにより，今年度は総数で約 1,900 人が体力優秀賞を受賞し，そのうち約 400 人がバッジを受領する予定でございます。

最後に，表彰式についてでございますが，学校を対象とする「体力つくり優秀賞」と「体力つくり奨励賞」の表彰を，平成 29 年２月６日（月）に行う予定でございます。また，児童生徒を対象とする「体力優秀賞」につきましては，市町教育委員会等を通じて，対象者の在籍する学校へ賞状，バッジを送付し，各学校において授与してもらうこととしております。なお，これらの受賞校，受賞者は，県教育委員会のホームページに公表することとしております。

説明は以上でございます。

下﨑教育長：　ただ今の説明に対しまして，御質問又は御意見がありましたら，お願いいたします。

佐 藤 委 員：　大変すばらしいことだと，前々から申上げておりまして，励みになりますし，是非多くの方に表彰ないしはバッジ等々，お配りいただけたらと思いますが，バッジを今回お送りする 400 人というのは，昨年に比べて増えているのでしょうか，減っているのでしょうか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　今年度から初めてバッジを作成しました。この制度は，平成 24 年度から開始いたしまして，その当時表彰状を受け取る生徒は，約 1,100 人弱でございました。年々増えておりまして，今年度に至っては約 1,900 人と，確実に増えております。更に，500 人に１人程度になるのですけれども，バッジを授与して更に励みにしていただければと思って

おります。

近 藤 委 員：　２点お伺いしたいのですけれども，まず，「体力つくり優秀賞」，「体力つくり奨励賞」の表彰校のところで，学校全体で体力つくりに取り組むということなのですが，学校の規模によってそれぞれ内容が異なるということなのですけれども，具体的にどんな取組をしたのかというのと，またそれはホームページでも公開される予定はあるのでしょうか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　先に御報告した，広島県の体力・運動能力調査結果のときには，数値など統計のことを公表いたしましたが，１年かけて実践事例などをまとめまして，年度末に向けて，良い事例につきまして公表する予定でございます。各学校では，さまざまな取組が行われておりますので，学校の規模も考慮しながら，公表したいと思っております。

下﨑教育長：　何か，具体例で紹介ができるものはありますか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　授業改善はそれぞれ随分進んでいるのですけれども，業間に子供たちが，自分たちが作ったサーキットコースでトライしてみたりとか，あるいは，校内に握力計を自由に使えるように置いて，テストのときだけではなくて，日々測ってみようということが簡単にできるようなコーナーを設けている学校もございます。

近 藤 委 員：　もう１点なのですが，体力優秀賞の被表彰者，公立小学校第３学年からというのは，ここをターゲットにしているというのは何か理由があるのでしょうか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　小学校３年生から，４，５，６年生，中学１，２，３年生ということにしているのですが，小学校の１，２年生をまだ対象としておりませんのは，子供たちが理解して測定に取り組めているかというところは，発達段階としては不安な面もありまして，その数値によってこの表彰をするというのはまだ適切ではないのではないかということで，測定がだいぶ確実に行われるようになる，小学校３年生から上の学年で表彰していこうという制度でございます。

中 村 委 員：　年々，表彰者が増えているということですばらしいことだと思いますし，初めてバッジをもらえる子供はすごく誇りになると思いますが，少し細かいことになるかもしれませんが,バッジをもらえる人の，小学校６学年男子の 80 点というのは，これを見ると全部満点を取るということなのですね。この基準のレベルというのがよく分かりませんけれども，すごいことだなと，感想でございます。

志々田委員：　せっかくバッジを作られたので，どんなバッジなのですか。

（バッジのデザインが書かれた資料を，委員に手交）

佐 藤 委 員：　これは実寸大ですか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　実寸大のサイズでございます。広島県のマークが金色に輝いていて，ふちには年度を記載しておりますので，年度ごとに色は変えませんが，この年度は変わっていきます。

志々田委員：　皆さんがつけておられる，き章のような。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　それよりも大きいです。

近 藤 委 員：　３年生のときに取って，４年生，５年生と，毎年取ろうという励みにもなるのですね。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　先ほどの満点というところに気付いていただいたのですけれども，それでも受け取る児童がおりまして，０ではございません。少ないところでは１桁のところがあり，中学３年の男子は９人ですが，各学年男女別で，大体 20 人から 30 人前後くらいの子供たちが受け取ります。

下﨑教育長：　年々，全体的に上がっているということですか。

石井ｽﾎﾟｰﾂ振興課長：　そうです。

細 川 委 員：　体力がある子供というのは，これは人生上，今から長い人生を生きていく上で非常に大切であり，また，体力がないと勉強の面についてもいろいろと支障が出ましょうから，体力つくりというのは非常に重要であるので，こういった取組は大変良いことだと思います。

いつも表彰される学校，よく頑張られたなと思うのですが，仮に，あまり重視をされない学校があるとしたら，その辺のところの指導をしっかりやっていただけたらなと思うのです。これはこれというところが仮にあるとしたら，しっかり，こうやったら実績が上がるよとか，数値が良くなるよというところも御指導いただいていると思うので，仮にあるとしたら，是非そういう学校には意識の改革をお願いしたいと思います。以上です。

下﨑教育長：　ほかはよろしいでしょうか。

（　な　　し　）

下﨑教育長：　以上で本件の審議を終わります。
　続いて，先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので，傍聴者の方は退席してください。

（10:15）

第３号議案 広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について

広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

第４号議案　教職員人事（別紙１）について

特別支援学校教諭の酒気帯び運転に係る人事措置（停職６月）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

第４号議案　教職員人事（別紙２）について

高等学校教諭の交通事故に係る人事措置（戒告）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

（10:38）